**農業集落排水事業**

**特定環境保全公共下水道事業**

**受益者分担金事務改善報告書**

**令和３年12月**

**九　　戸　　村**

は じ め に

この度の農業集落排水事業及び下水道事業における受益者分担金消滅時効に関し、村民の皆様を始め関係各位に対しまして大変な御心配をおかけしたこと、さらには、そのことによって村行政への信頼を毀損することとなってしまったことにつきましては、村を統べる立場にある者として誠に遺憾に存じ上げる次第であります。

こうしたことから、村といたしましては、今回の事態を大変重く受け止めさせていただき、一刻も早い下水道事業等関連行政の正常化を図るため、原因の究明を進めるとともに、再発防止策について鋭意検討を重ねてまいりました結果、今般ここにこのような「事務改善報告書」を取りまとめさせていただくこととなりました。

今回のこのような事案は誠に残念であると言わざるを得ず、今後において二度とこのようなことが発生することのないよう、当職を含め職員一丸となって再発防止に総力を挙げて取り組んでまいりますので、村民の皆様を始め関係各位におかれましては、なお一層の御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

九戸村長　晴　山　裕　康

＜本村の下水道事業について＞

本村では、自然環境の保全、公共用水域の水質保全を目的として、平成６年度からは特定環境保全公共下水道事業、平成10年度から農業集落排水事業に着手し、汚水を集合処理することにより生活環境の改善に努めてまいりました。

１．特定環境保全公共下水道事業の沿革及び現況

平成６年２月　　　 事業認可取得

平成６年度　　　　 特定環境保全公共下水道に着手

平成12年４月１日 一部供用開始

平成14年２月　　　事業計画の変更認可（荒谷地区の一部、長興寺地区の一部の追加）

平成20年３月　　　事業計画の変更認可（九戸中学校周辺の追加）

平成22年10月　　 事業計画の変更認可（二ツ家地区の一部の追加）

本村の特定環境保全公共下水道事業は、平成６年２月に事業認可を取得し、管路整備はほぼ概成した状況です。一部供用開始は、平成12年４月１日です。現在、全体計画面積119ha、事業認可面積88haとなっています。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 行政区域内人口 | 全体計画人口 | 現在処理区内人口 | 水洗化人口 | | 水洗化率 |
| Ｒ２ | 5,558人 | 3,800人 | 2,488人 | | 1,871人 | 75.2％ |

２．農業集落排水事業の沿革及び現況

平成10年４月　　　事業認可取得

平成10年度　　　　農業集落排水事業に着手

平成14年４月１日　供用開始

　本村の農業集落排水事業（戸田地区）は、平成10年４月に事業認可を取得し、工事は平成13年度に完了しました。供用開始は、平成14年４月１日です。現在、計画面積19.5ha、事業認可面積19.5haとなっています。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 行政区域内人口 | 全体計画人口 | 現在処理区内人口 | 水洗化人口 | | 水洗化率 |
| Ｒ２ | 5,558人 | 670人 | 434人 | | 332人 | 76.5％ |

＜受益者分担金賦課徴収及び消滅時効について＞

１.受益者分担金について

　特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の実施にあたりましては、次の受益者分担金を事業費の一部に組み入れるため、受益者に賦課徴収することとしております。

（１）受益者分担金とは

下水道の整備により、台所やトイレなどの生活汚水は衛生的に排除でき、悪臭や蚊、ハエ等の発生しにくい住みよい環境になります。また、広域的にも家庭等からの排水が減り、河川環境の改善につながります。

この結果、下水道のない地域に比べて快適性、利便性等が増し、土地の有効な利用が図られます。下水道は、地域の価値を高め、快適な生活を営む上での貴重な財産といえます。

しかし、下水道の建設には巨額の費用が必要となります。その上、恩恵を受ける人たちは下水道が整備された地域の人たちに限られます。もし、建設費を全村民の税金などで賄おうとすると、下水道が整備されていない地域の人たちに不公平な負担をかけることになります。

そこで、負担の公平の原則を守り、下水道整備によって恩恵を受ける人たちから建設費の一部を負担していただくのが受益者分担金制度です。

このように下水道事業における受益者分担金制度は、地方自治法の規定に基づき、事業の実施により著しい利益を受ける者に対して事業費の一部を負担していただく制度です。

（２）受益者分担金の賦課対象

受益者分担金の賦課対象は、下水道が使用できるようになった区域（排水区域）の土地を対象にします。従って、下水道に未接続な場合でも賦課されます。

（３）受益者分担金の額

受益者が所有する建築物等一戸につき250,000円となっており、徴収方法は５年に分割し徴収することとなっています。

ただし、受益者から分担金の全額を一括納付する旨の申し出でがあり、初年度の第１期までに一括納付した時は、受益者に一括納付報奨金（当該分担金の額に100分の10を乗じて得た額）を交付することとなっています。

２.消滅時効について

　受益者分担金は、時効到来前に時効更新の手続きを行わないと分担金を徴収する権利が消滅してしまいます。

（１）消滅時効とは

　受益者分担金の消滅時効については、地方自治法第236条第１項で「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、５年間これを行わないときには、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また、同様とする。」とされており、時効は５年で成立することを規定しています。

（２）消滅時効の起算日

消滅時効は、地方税法第18条第１項において、「地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方公共団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して５年間行使しないことによって、時効により消滅する。」と規定しており、法定納期限の翌日が起算日であるとしています。

（３）時効の更新手続き

時効は、次のことによって更新させることができます。

1. 納付又は納入に関する告知（地方税法第18条の２第１項）

　　　告知書で指定した納付・納入期限までの期間

1. 督促（地方税法第18条の２第１項第２号）

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間

1. 交付要求（地方税法第18条の２第１項第３号）

交付要求されている期間

1. 差押え（民法第148条）

滞納処分の終了または差押えの解除までの期間

1. 承認（民法第152条）

債務者の債務の一部弁済や分割納付誓約書の提出があった時

３．本村における消滅時効の起算日と時効の更新

　本村において、平成12年度以降に発生した受益者分担金について、時効の更新手続きを行っていなかったため、消滅時効が到来し、不納欠損額が生じてしまいました。

（１）消滅時効の起算日

本村の受益者分担金の時効の起算日は、各納付期の納期限の翌日としています。

（２）時効の更新

徴収権の消滅時効のうち、「督促」と「承認」については、本村においても時効の更新が該当になるものです。「督促」は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間とされており、「承認」は、一部納付や納付誓約があった時とされています。時効を更新すると、その事由が終了した日の翌日から改めて５年間の消滅時効が進行することになります。

各納付期の納期限と消滅時効の完成日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 区　分 | １期 | ２期 | 年度 | 区　分 | １期 | ２期 |
| H12 | 納付期限 | H12.10.2 | H13.1.31 | H19 | 納付期限 | H19.10.1 | H20.1.31 |
| 起 算 日 | H12.10.3 | H13.2.1 | 起 算 日 | H19.10.2 | H20.2.1 |
| 消滅時効 | H17.10.2 | H18.1.31 | 消滅時効 | H24.10.1 | H25.1.31 |
| H13 | 納付期限 | H13.10.1 | H14.1.31 | H20 | 納付期限 | H20.9.30 | H21.2.2 |
| 起 算 日 | H13.10.2 | H14.2.1 | 起 算 日 | H20.10.1 | H21.2.3 |
| 消滅時効 | H18.10.1 | H19.1.31 | 消滅時効 | H25.9.30 | H26.2.2 |
| H14 | 納付期限 | H14.9.30 | H15.1.31 | H21 | 納付期限 | H21.9.30 | H22.2.1 |
| 起 算 日 | H14.10.1 | H15.2.1 | 起 算 日 | H21.10.1 | H22.2.2 |
| 消滅時効 | H19.9.30 | H20.1.31 | 消滅時効 | H26.9.30 | H27.2.1 |
| H15 | 納付期限 | H15.9.30 | H16.2.2 | H22 | 納付期限 | H22.9.30 | H23.1.31 |
| 起 算 日 | H15.10.1 | H16.2.3 | 起 算 日 | H22.10.1 | H23.2.1 |
| 消滅時効 | H20.9.30 | H21.2.2 | 消滅時効 | H27.9.30 | H28.1.31 |
| H16 | 納付期限 | H16.9.30 | H17.1.31 | H23 | 納付期限 | H23.9.30 | H24.1.31 |
| 起 算 日 | H16.10.1 | H17.2.1 | 起 算 日 | H23.10.1 | H24.2.1 |
| 消滅時効 | H21.9.30 | H22.1.31 | 消滅時効 | H28.9.30 | H29.1.31 |
| H17 | 納付期限 | H17.9.30 | H18.1.31 | H24 | 納付期限 | H24.10.1 | ― |
| 起 算 日 | H17.10.1 | H18.2.1 | 起 算 日 | H24.10.2 | ― |
| 消滅時効 | H22.9.30 | H23.1.31 | 消滅時効 | H29.10.1 | ― |
| H18 | 納付期限 | H18.10.2 | H19.1.31 |  | | | |
| 起 算 日 | H18.10.3 | H19.2.1 |
| 消滅時効 | H23.10.2 | H24.1.31 |

（３）受益者分担金の消滅時効

令和２年度には平成12年度の当初賦課から平成24年度第１期分までの消滅時効に係る不納欠損処理を行い、その金額は農業集落排水事業分で22名186件4,630,000円、下水道事業分で94名637件15,910,000円、合計116名823件20,540,000円にも上りました。

もはや徴収不能となり不良債権化した受益者分担金を、あたかも徴収可能な資産として決算計上しておくことは、健全財政を運営する上で好ましいことではなく、それには適正な不納欠損処理を速やかに行うことが重要でした。

消滅時効による不納欠損額内訳

【農業集落排水事業】　　　　　　　　　　　【下水道事業】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　度 | 件数 | 金　　　額 |  | 年　　度 | 件数 | 金　　　額 |
| 平成14年度  平成15年度  平成16年度  平成17年度  平成18年度  平成20年度  平成21年度  平成22年度  平成23年度  平成24年度 | 30件  34件  34件  40件  39件  2件  2件  2件  2件  1件 | 730,000円  850,000円  850,000円  1,000,000円  975,000円  50,000円  50,000円  50,000円  50,000円  25,000円 | 平成12年度  平成13年度  平成14年度  平成15年度  平成16年度  平成17年度  平成18年度  平成19年度  平成20年度  平成21年度  平成22年度  平成23年度 | 9件  31件  55件  70件  97件  106件  86件  60件  61件  25件  22件  15件 | 225,000円  775,000円  1,375,000円  1,750,000円  2,425,000円  2,650,000円  2,150,000円  1,500,000円  1,525,000円  625,000円  535,000円  375,000円 |
| 合　　計 | 186件 | 4,630,000円 | 合　　計 | 637件 | 15,910,000円 |

　　　　　　 延べ22名　　　　　　　　　　　　　　　　 延べ94名

＜消滅時効後の納付の取り扱いについて＞

消滅時効を経過した受益者分担金は、徴収する権利が消滅し、徴収することができなくなります。

このため、徴収不能であるにもかかわらず、受益者分担金として、消滅時効後に納付いただいた金銭は還付することになります。

なお、消滅時効後に納付があった場合でも、納付後５年を経過すると還付できる権利が時効によって消滅してしまいます（地方自治法第236条第１項に規定）。

現在、消滅時効後に納付があった受益者分担金のうち、納付後５年を経過していない下記の受益者分担金について、還付加算金を加算して還付を行います。

還付する必要がある受益者分担金

【農業集落排水事業】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賦課年度 | 還付対象件数（期） | 納付年月日 | 還付対象金額（円） |
| 平成14年度 | １ | 平成29年１月19日 | 25,000 |

＜諸問題の要因分析＞

このたび、農業集落排水事業及び下水道事業受益者分担金について、消滅時効を経過し、多額の徴収不能な未収金が生じてしまいました。

こうした事態を招いたのは、職員の法令知識の不足に加え、課内全体で事務に取り組もうとする姿勢が欠けていたこと、管理監督者の業務執行管理が不十分であったことなどが要因であると分析しています。

１．法令知識の不足

1. 本来、職員の業務は、法令等に基づいて全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行する義務を負っているにもかかわらず、徴収関連の法令知識が不足し、時効成立前に時効更新の手続きを行うべきことなど十分理解せず、徴収及び債権保全を積極的に行おうとする姿勢が不十分でした。
2. 担当の職員が法令を十分理解せずに、前任者からの引き継ぎに従い前例踏襲し、「下水道に接続する際に受益者分担金を納付させれば良い。」と安易に考えていたことも要因でした。
3. 担当の職員に対して、管理・監督するべき立場にある上司（課長・課長補佐）においても、法令が十分理解されておらず、担当職員の業務をしっかりチェックし、適切な指示を行うべき役割も十分果たされておりませんでした。

２．組織内での理解と協力態勢の不足

1. 受益者分担金の賦課徴収業務については、1名の担当職員に任せ、業務多忙な担当職員の業務を課内の職員が支援するなどの協力態勢は十分機能されず、課内全体で受益者分担金の滞納管理を行おうとすることもありませんでした。
2. 課内の職員全体の意識としても、「下水道に接続する際に納付してもらえば良い。」と安易にとらえ、滞納整理に力を入れてきませんでした。
3. 消滅時効後に納付された分担金は誤納金として扱われ、還付加算金を加算して還付すべきことが十分理解されていませんでした。
4. 時効により徴収権が消滅した受益者分担金については、徴収することができないことや、不納欠損処理を行う必要があることを歴代の村長に対し説明した際には、納付した受益者との間に不公平が生じるとのことから、不納欠損とすることを認めてもらえず、長年不納欠損処理ができませんでした。

＜今後の再発防止について＞

受益者分担金に多額の徴収不能な未収金を生じさせたことにつきましては、様々な事務処理の不手際が存在したためであることを重く受け止め、二度とこうした事態を招かないように、具体的な改善及び再発防止に取り組んでまいります。

１．債権保全事務の進捗管理の徹底

1. 消滅時効が成立する日が管理できるように、時効計算の根拠となる納期限、収納日、督促状発付日及び納付誓約書の受付日等を掌握します。
2. 担当職員は、債権保全に係る年間スケジュールを作成し、課内全体で進捗管理を行います。特に、上司の管理監督者において、進捗状況を常時把握し進行を管理します。
3. 万一、業務が停滞した場合は、決して担当職員任せにせず、上司である管理監督者自らが課題解決に取り組みます。
4. なお、本村における現在の職員数では、下水道担当の増員は困難であることから、時効計算の根拠となる納期限、収納日、督促状発付日及び交渉履歴等を一元的に記録しておけるような受益者分担金管理システムの導入を検討し、現職員体制でも適切な債権管理ができるようにします。

２．法令知識の習得等

1. 職員が業務上必要な知識を身に付け、業務遂行能力を高めるため、各種専門研修の受講を推進します。
2. 研修受講後、その成果を課内で共有し、課内全体の底上げにつなげていきます。
3. 個々のケースで問題やトラブルが発生した際には、課内ケース会議を開催し、問題解決に向けた議論の場を作るとともに、専門家の判断を仰ぎ、課内全員で考え改善するというスタイルを構築します。

３．全庁的な情報の共有化と債権管理体制の強化

1. 上記の債権保全事務の進捗管理のほか、他課と連携が必要な案件や、課題・対策について、全庁的にも情報を共有する機会を定期的に設けます。
2. 担当職員が異動の場合でも、事務引き継ぎが十分機能できるよう、引き継ぐ内容を明確に示すとともに、異動職員間だけではなく、管理監督者である上司を含め、課内等の職員の情報共有化を図ります。
3. 外部の弁護士等専門有識者も交えた債権管理体制を構築します。

４．村民への周知

村ホームページにおいて、「受益者分担金事務改善報告書」を公表し、村民の皆様へ経緯・理由等を説明するとともに、他の債権債務等についても、情報公開に努めます。